

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	(28) 海岸漂着物等地域対策推進事業	本省	—	170	170	—	—
事案の概要	地方公共団体が実施する海岸漂着物、漂流物・海底堆積物（以下「海岸漂着物等」という。）の回収・処理、発生抑制対策等に関する事業を支援する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

- 全国の回収・処理単価を比較すると、一定程度、地理等の特殊事情を考慮したとしても、合理的な説明がつかない単価の差が生じており、事業費が、回収・処理量に応じて適切に配分されていないのではないか。
- 本事業の実施に当たっては、環境省において、
①単価の上限の導入や、数量・作業場所等に応じた標準価格の設定等を検討した上で、
②都道府県における事業費の積算時において、回収・処理量の考慮を必須とするよう取扱いを見直し、
③併せて、契約事業者の選定に当たっては、競争入札や、随意契約による場合も複数者見積を行うよう促すことによって、事業費を効率化しつつ、海岸漂着物等の回収・処理量が多い地方公共団体へより重点を置いた配分がなされるよう見直しを行うべき。

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

- 漂着ごみの内訳や発生原因を踏まえると、地方公共団体による啓発事業がその発生抑制に大きな効果を持つとは考えづらい。
- 本事業については、その在り方を抜本的に見直し、海外における発生原因への直接的な働きかけや、国内漁業関係者との調整など、発生源へ直接アプローチする取組を環境省が主導していくべき。

反映の内容等

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

海岸漂着物等の回収・処理単価については、漂着物の性状、漂着地の状況、回収・処理の方法等により差が生じていると考えられることから、令和5年度中に事業主体の地方公共団体へヒアリング調査を実施し、複数の標準的な回収・処理方法（以下「標準手法」という。）として整理する。その上で、令和6年度から標準手法ごとの費用等について実態調査を行い、標準価格の設定等の検討を進める。
都道府県は、環境省への要望段階において目標回収量や標準手法ごとに回収量を設定するなど、回収・処理量を考慮するよう取扱いを見直す。併せて、都道府県に対して、契約事業者の選定に当たっては、競争入札や、随意契約による場合も複数者見積りを行うよう促す通知を行う。以上により、現地の緊急性や重要性に加え、効率的で効果的な事業計画に対して重点を置いた事業費の配分となるよう見直しを行う。

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

海岸漂着物等発生抑制対策事業として行う普及啓発活動については、実施要領等において、発生抑制対策の効果が見えるよう定量的な効果検証を行うことを規定することにより適正化を図る。
環境省において、国内の主要な発生源を項目化する調査を行い、地方公共団体に対して地域の主要な発生源とみられるところへ直接アプローチする対策を講じるよう求めていくこととした。
また、環境省において、外国由来と見られる発生源については、現地における事実関係を根拠として、二国間・多国間の枠組みを活用して引き続き削減を求めていく。